

司研企一第133号

(人ろー08)

平成27年3月4日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度支部長研究会の実施について（通知）

標記の研究会を下記のとおり実施しますから、貴庁管内の参加者を3月19日（木）までに推薦してください。

記

1 研究会の目的

地方裁判所及び家庭裁判所の支部長として、裁判及び司法行政の運営上考慮すべき事項等について共同研究を行う。

2 研究期間

5月20日（水）から同月22日（金）までの3日間

3 研究場所

司法研修所

4 対象者

地方裁判所及び家庭裁判所の支部長

5 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所の宿舎を用意する。

平成27年4月7日

平成27年度支部長研究会の実施要領

(1日目)

1 「支部の運営を巡る諸問題」

人事局給与課長、情報政策課参事官及び総務局第一課長から所管事項の説明を
してもらった後、それに関連する司法行政上の諸問題について意見交換を行う。

2 「支部長に期待すること」

東京高裁部総括判事の浜秀樹氏を講師に招き、支部長に期待することについて
講演をしていただく予定である。

3 「人権擁護について」

法務省人権擁護局長の岡村和美氏を講師に招き、人権に関する講演をしていた
だく予定である。

(2日目)

※裁判所職員総合研修所の平成27年度管理者研究会（支部運営）と合同実施

4 講演「魅力ある職場環境を作る」（仮題）

の氏を講師に招き、職場のスタッフが生き生きと働ける
環境を創り上げていくための実践的な取組みに関する講演をしていただく予定で
ある。

5 共同研究「本庁・支部間の連携について」

班別に分かれ、本庁・支部間の連携について支部長として考慮すべき事項を討
議・研究する。

(3日目)

6 「支部の経理」及び「支部と広報」

経理局総務課長及び広報課長から所管事項の説明をしてもらった後、それに関連する司法行政上の諸問題について意見交換を行う。

7 共同研究「支部の運営について」

参加者は、2班に分かれた上、支部の運営について支部長として考慮すべき事項を討議・研究する。

司研企一第170号

(人ろー08)

平成27年3月24日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 山 名 学

平成27年度支部長研究会の参加者について（通知）

標記の研究会の参加者は、別添の参加者名簿記載のとおり決定しました。

平成27年度支部長研究会

参加者名簿		氏名		備考
高裁管内	本 務 庁	氏 名		備 考
東京	東京高裁	瀬 川	卓 男	
		梶 川	匡 志	
		高 橋	大 彩	
		三 井	義 有	
		綿 貫	静 昌	
		吉 田	研 香	
		齊 藤	一 郎	
		及 川	勝 広	
		本 多	健 司	
		小 川	弘 持	
	東京地裁	川 嶋	知 正	
		酒 井	孝 之	
		芝 本	昌 征	
		下 橋	和 弘	
		石 口	渡 典	
		前 澤	利 圭	
		間 多	史 明	
		本 分	智 恵	
		国 岡	貴 子	
		吉 高	正 智	
大阪	東京簡裁	村 松	教 隆	
	横浜地裁	伊 藤	拓 也	
		建 石	直 子	
	さいたま地裁	宮 崎	雅 子	
		早 山	真 一	
		藤 永	か お	
		吉 澤	邦 和	
		小 林	愛 子	
		小 山	恵 一	
大阪	大阪地裁	吉 野	謙 志	
		藤 内	良 奈	
		松 田	武 人	
		森 本	正 彦	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
大阪	大阪地裁	諸 井 明 仁	
		梅 本 聡 子	
	大阪地裁堺支	鈴 木 喬	
名古屋	名古屋地裁	久 保 孝 二	
		高 橋 信 幸	
	津家裁	松 田 克 之	
広島	岡山地裁	豊 田 里 麻	
	鳥取家裁米子支	三 島 恭 子	
福岡	福岡地裁	村 上 典 淳	
仙台	山形家裁鶴岡支	岩 田 文 規	
	秋田地裁	佐 野 久 貴	
	青森家裁	佐 藤 進 司	
札幌	札幌家裁	日 野 靖 士	
	釧路家裁北見支	藤 原 川 敏	
高松	高松地裁丸亀支	小 道 場 康	
	高知地裁	岡 本 陽 介	
	松山地裁	岡 内 尚 平	
	松山家裁	内 島 林 久	
その他	法務省	島 根 里 織	

合計 54 人

平成27年4月10日

平成27年度支部長研究会参加者 殿

司法研修所事務局長 吉 崎 佳 弥

平成27年度支部長研究会について（事務連絡）

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表（案）のとおり

2 場所、宿舎等

(1) 場所

司法研修所別館

埼玉県和光市南二丁目3番5号

(2) 集合

5月20日（水）午前9時40分 当研修所別館 研修棟3階受付

(3) 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所別館の宿泊棟（なごみ寮）を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

4 旅費

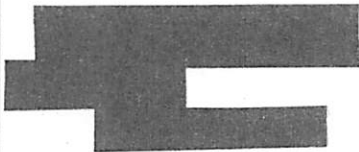
参加に要する旅費は、研究会期間中に当研修所において支給する。

添付書類

1 日程表 (案)

2 参加者名簿

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容								
5	20	水	9:50	10:00	11:40	12:40	13:40	13:50	15:20	15:30	17:20
			所 長 あ い さ つ	説明と意見交換 「支部の運営を巡る 諸問題」 人事局給与課長 春 名 茂 情報政策課参事官 松 本 真 総務局第一課長 大須賀 寛 之				講演 「支部長に期待する こと」 東京高裁部総括判事 浜 秀 樹		講演 「人権擁護について」 法務省人権擁護局長 岡 村 和 美	
			裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)								
21	木		9:50		11:30	12:30				17:45	※
			講演と意見交換 「魅力ある職場環境を作る」 (仮題) 				共同研究「本庁・支部間の連携について」				
22	金		9:40	10:50	11:00	12:00	13:00			16:30	終了
			説明と意見交換 「支部の経理」 経理局総務課長 篠 田 賢 治		説明と意見交換 「支部と広報」 広報課長 氏 本 厚 司		共同研究「支部の運営について」 A班 東京地裁部総括判事 松 本 利 幸 福島地裁郡山支部判事 上 拂 大 作 大分地裁杵築支部判事補 川 口 洋 平 司研教官(司会) 山 崎 栄一郎 B班 東京地裁部総括判事 鈴 木 巧 和歌山地裁田辺支部判事 福 島 恵 子 松山地裁今治支部判事 古 市 文 孝 司研教官(司会) 藤 澤 裕 介				

※ 合同懇談会を予定

平成27年度支部長研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	執 務 庁	氏 名	備 考
東京	千葉地裁佐倉支	小林 愛子	
	千葉地裁館山支	内林 尚久	
	千葉地裁八日市場支	建石 直子	
	千葉地裁佐原支	吉澤 邦和	
	宇都宮地裁大田原支	三井 大有	
	宇都宮地裁足利支	高橋 有彩	
	前橋地裁桐生支	吉野 内謙	志
	静岡地裁富士支	久保 孝二	幸
	長野地裁飯田支	高橋 信静	香
	新潟地裁三条支	吉田 文規	彦
	京都地裁園部支	佐野 正克	之
大阪	京都地裁舞鶴支	森 田	啓
	神戸地裁龍野支	松 高	里
	神戸地裁洲本支	重 田	麻
	大津地裁長浜支	豊 崎	子
名古屋	津地裁松阪支	宮 崎	勝
	福井地裁武生支	及 川	聡
広島	山口地裁萩支	梅 本	進
	鳥取地裁倉吉支	日 野	恭
	鳥取地裁米子支	三 島	教
	松江地裁出雲支	村 松	健
福岡	松江地裁浜田支	本 多	典
	福岡地裁八女支	村 上	恵 一
	福岡地裁行橋支	小 山	郎
	大分地裁竹田支	鈴 木	喬
	熊本地裁玉名支	川 嶋	知
	熊本地裁人吉支	芝 本	昌
	熊本地裁天草支	早 山	真 一
	鹿児島地裁鹿屋支	松 本	武
	宮崎地裁日南支	諸 井	明
	那覇地裁平良支	橋 口	佳
	那覇地裁石垣支	岡 本	陽
仙台	仙台地裁登米支	石 渡	
	仙台地裁気仙沼支	下	和
	福島地裁相馬支	吉 岡	正

高裁管内	執 務 庁	氏 名	備 考
仙台	福島地裁白河支	小 川 弘 持	
	山形地裁新庄支	岩 田 淳 之	
	盛岡地裁二戸支	本 多 智 子	
	盛岡地裁遠野支	藤 永 か お る	
	盛岡地裁宮古支	島 根 里 織	
	盛岡地裁水沢支	國 分 貴 之	
	秋田地裁本荘支	宮 部 良 奈	
	青森地裁五所川原支	佐 藤 久 貴	
	青森地裁十和田支	齊 藤 研 一 郎	
札幌	札幌地裁苫小牧支	瀬 川 卓 男	
	札幌地裁小樽支	間 史 恵	
	函館地裁江差支	前 澤 利 明	
	旭川地裁紋別支	梶 川 匡 志	
	釧路地裁網走支	藤 原 靖 士	
高松	高松地裁丸亀支	小 川 雅 敏	
	高知地裁須崎支	酒 井 孝 之	
	高知地裁安芸支部	道 場 康 介	
	高知地裁中村支	伊 藤 拓 也	
	松山地裁宇和島支	綿 貫 義 昌	

合計 54 人

平成27年度支部長研究会

			日 程 表									
月	日	曜	実 施 内 容									
5	20	水	9:50	10:00	11:40	12:40	13:40	13:50	15:20	15:30	17:20	
			所 長 あ い さ つ	説明と意見交換 「支部の運営を巡る 諸問題」 人事局給与課長 春 名 茂 情報政策課参事官 松 本 真 総務局第一課長 大須賀 寛 之				講演 「支部長に期待する こと」 東京高裁部総括判事 浜 秀 樹		講演 「人権の擁護につい て」 法務省人権擁護局長 岡 村 和 美		
			裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)									
5	21	木	9:50	11:30			12:30		17:45			
			講演と意見交換 「魅力ある職場環境を作る - フィッシュ! 哲学の 導入」 				共同研究「本庁・支部間の連携について」※					
	22	金	9:40	10:50	11:00	12:00	13:00				16:30	終了
			説明と意見交換 「支部の経理」 経理局総務課長 篠 田 賢 治		説明と意見交換 「支部と広報」 広報課長 氏 本 厚 司		共同研究「支部の運営について」 A 班 東京地裁部総括判事 松 本 利 幸 福島地裁郡山支部判事 上 拂 大 作 大分地裁杵築支部判事補 川 口 洋 平 司研教官 (司会) 山 崎 栄一郎 B 班 東京地裁判事 鈴 木 巧 和歌山地裁田辺支部判事 福 島 恵 子 松山地裁今治支部判事 古 市 文 孝 司研教官 (司会) 藤 澤 裕 介					

※ 合同懇談会を予定

平成27年度支部長研究会

資 料 目 録

- 資料1 司法制度改革の全体像・司法制度改革の流れ
- 資料2 音声認識システムについて
- 資料3 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成27年度）
- 資料4 過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移
- 資料5 裁判所の新受事件の推移（下級裁判所）（平成17年～平成26年）
- 資料6 平均審理期間の推移（平成7年から平成26年）
- 資料7 「国家公務員総人件費に関する基本方針」等について
- 資料8 支部の組織・機構

司法制度改革の全体像

国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)

民事司法制度改革

民事裁判の充実・迅速化、専門的知見を要する事件への対応強化

- * 計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設
- * 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化

知的財産権関係事件への総合的な対応強化

- * 知的財産高等裁判所の設置
- * 裁判所調査官の権限の拡大・明確化
- * 特許権等侵害訴訟と特許等無効審判との関係の整理

労働関係事件への総合的な対応強化

- * 労働審判制度の導入

家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実

- * 人事訴訟の家庭裁判所への移管
- * 簡易裁判所の管轄の拡大
- * 少額訴訟の訴額の上限の引上げ

民事執行制度の強化

裁判所へのアクセスの拡充

- * 訴え提起の手数料額の見直し
- * 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化
- * 裁判所のホームページにおいて、各種手続の案内、申立書式例の提供、ADR機関の紹介

裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化

- * 裁判外紛争解決手続の認証制度

司法の行政に対するチェック機能の強化

- * 取消訴訟の原告適格を判断する際の考慮事項の法定
- * 義務付け訴訟及び差止訴訟の法定

刑事司法制度改革

裁判の迅速化

- * 裁判の迅速化を、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより実現
- * 最高裁判所は、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

総合法律支援制度

- * 日本司法支援センター(法テラス)による総合的な法律サービスの提供

刑事裁判の充実・迅速化

- * 公判前整理手続の創設、証拠開示の拡充、連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備

被疑者・被告人の公的弁護制度の整備

- * 被疑者段階、被告人段階を通じ一貫した弁護体制の整備
- * 被疑者国選弁護の対象事件の拡大(平成21年5月から)
- * 少年審判における国選付添人制度の整備

公訴提起の在り方

- * 検察審査会の議決に対する一定の法的拘束力の付与(平成21年5月から)

司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)

法曹人口の拡大

法曹人口の大幅な増加

- * 平成15年度 1200人規模の司法修習を実施
- * 平成17年度 1500人規模の司法修習を実施
- * 平成18年度 新司法修習(1000人規模)開始、以後2000人規模まで
↓ 漸増、現行型は漸減して平成23年度で廃止
- * 平成26年度 1800人規模

裁判所の人的体制の充実

- * 平成14年度から平成26年度まで、
合計裁判官701人、書記官1699人、家裁調査官63人

法曹養成制度改革

法科大学院

- * 法科大学院へ裁判官を実務家教員として派遣

司法試験

- * 新司法試験の実施(平成18年5月から)

司法修習

- * 新司法修習の実施、修習期間を1年に(平成18年から)
- * 司法修習生の給費制を貸与制に移行(平成23年11月から)
(平成24年7月返還猶予事由の拡大についての法律成立)

弁護士制度改革

弁護士報酬の透明化・合理化、弁護士の綱紀・懲戒手続の整備、外国法事務弁護士との提携・協働

隣接法律専門職種を活用

- * 司法書士、弁理士への訴訟代理権付与

企業法務等の位置付け

- * 特任検事、司法試験合格後の企業法務経験者等への弁護士資格付与

裁判官制度改革

給源の多様化・多元化

- * 弁護士任官の推進
- * 民事調停官・家事調停官制度の創設
- * 判事補に裁判官の職務以外の多様な法律家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みの整備
一判事補の弁護士職務経験制度の創設

裁判官の任命手続の見直し

- * 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置

裁判官の人事制度の見直し

- * 裁判官の人事評価に関する規則の制定

裁判所運営への国民参加

- * 地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会の設置

国民的基盤の確立(国民の司法参加)

国民的基盤の確立

刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

- * 裁判員制度の導入(平成21年5月21日から)

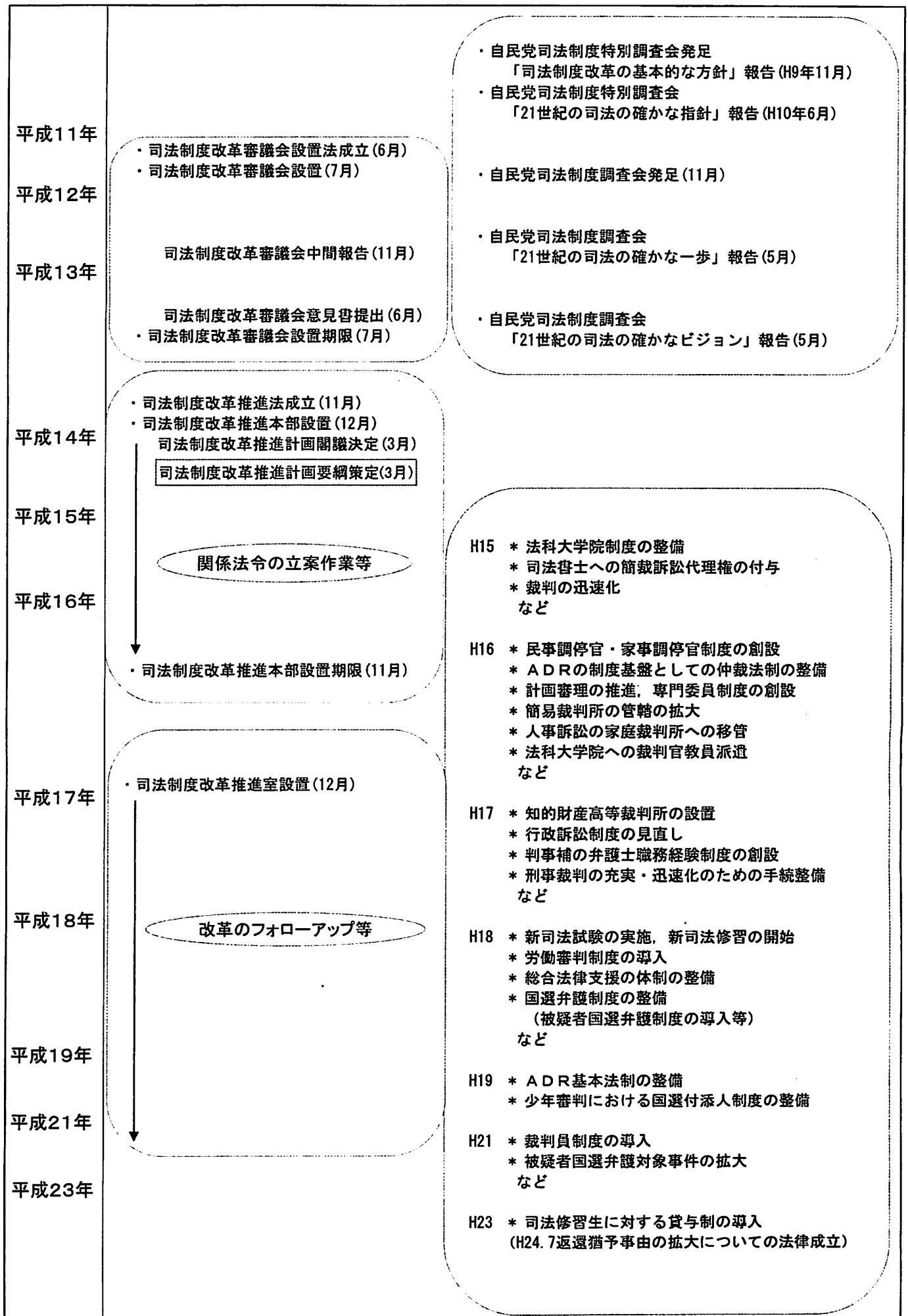
国民的基盤の確立のための条件整備

法教育の充実

- * 学校教育等における法教育を充実させるための
諸方策の検討(法教育推進協議会)

司法に関する情報公開の推進

司法制度改革の流れ



音声認識システムについて

1 音声認識システムの位置付け

裁判員裁判においては、連日的開廷の下に証拠調べが行われ、審理の後その記憶が鮮明なうちに速やかに評議が行われることから、評議において公判調書を用いて証言内容を逐一確認する必要性が低い。また、裁判員に大部の調書を読んでもらうことは、過大な負担を与えるものであり、現実的でない。



裁判員裁判の評議等において、法廷での証言内容を映像・音声によって迅速に確認できるようにするために、証人尋問等の映像・音声を記録できる旨の法制度が整備された（裁判員法65条）。



法廷での証言内容を確認する必要がある場合に、映像・音声によって迅速に証言内容を確認することのできるツールとして音声認識システムを研究開発。

※ 音声認識の精度については、裁判員裁判の評議等においていわば検索のインデックスとして利用する上では支障がないレベルを実現。

2 音声認識システムの機能

音声認識システムにおいては、証人尋問等の録画・録音及び音声認識を行い、評議において、証言の中から確認したい部分を検索し、速やかに映像及び音声で再現するために、①音声認識により得られた文字データを、映像・音声データとリンクさせ、文字データをいわば検索のためのインデックスとして利用して証言の中から確認したい部分を検索する方法のほか、②発言された時間を入力して検索する方法、③発言者を特定して検索する方法等が利用できる。

3 整備及び利用状況

全国の裁判員裁判用法廷にシステム機器を設置し、裁判員裁判において利用している。また、検察官及び弁護士から希望が出されれば、裁判体の判断の下に、記憶喚起のための音声データを検索するツールとして文字情報等を用いるという位置付けで、便宜的に、音声認識再生ソフトを無償貸与するとともに音声及び認識結果（文字データ）のリンクデータを提供する運用も行っている。

なお、平成26年には、本システムを構成する機器等の更新期にあわせて、機器の置き換えとそれに対応するアプリケーションソフトの改修を完了しており、全国各庁において新機器の運用を開始している。

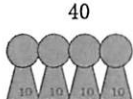
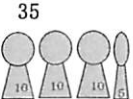
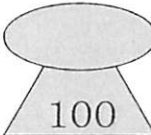
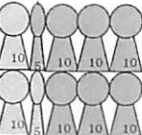
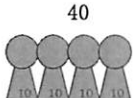
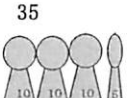
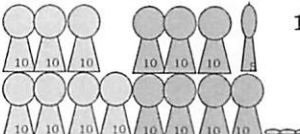
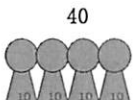
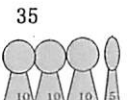
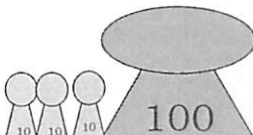
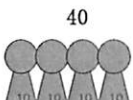
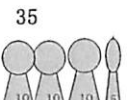
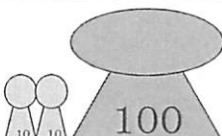
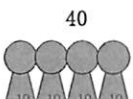
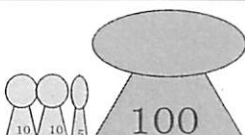
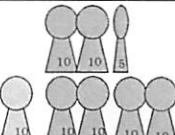
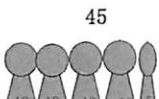
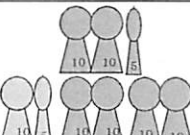
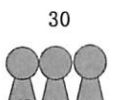
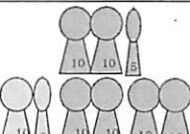
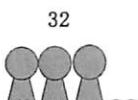
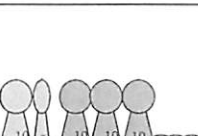
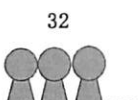
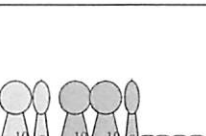
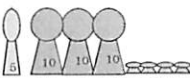
【資料３】

裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成２７年度）

官 職 名 等		定 員（人）
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	２３
	判 事	１，９５３
	判 事 補	１，０００
	簡 易 裁 判 所 判 事	８０６
	計	３，７８２
一般職	書 記 官	９，７７１
	速 記 官	２２５
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	１，５９６
	事 務 官	９，３１６
	そ の 他	１，０４６
	計	２１，９５４
合 計		２５，７３６

過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移

【資料4】

年度	増 員		定員削減 (技能労務 職員等)
	裁 判 官	裁判官以外の職員	
平成17年	 40  35	 100  190(うち振替125)  5(すべて振替)	55人
平成18年	 40  35	 148(うち振替70)  3(すべて振替)	75人
平成19年	 40  35	 130(うち振替30)	100人
平成20年	 40  35	 120(うち振替20)	100人
平成21年	 40  35	 125(うち振替25)  5	102人
平成22年	 65 (うち判事補から振替20)  -20	 75(うち振替10)	65人
平成23年	 45	 80(うち振替15)	65人
平成24年	 30	 80(うち振替15)	95人
平成25年	 32	 48(うち振替15)	66人
平成26年	 32	 44(うち振替15)	65人
合計	 判事 404 人 (うち  20 人は振替)  判事補 155 人 (うち  -20 人は振替)	 裁判所書記官 1,040 人(うち  340 人は振替)  家庭裁判所調査官 13 人(うち  8 人は振替)	788人
平成27年	 32	 39(うち振替5) ※この他に国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のため事務官1人	71人

(平成27年1月23日作成)

裁判所の新受事件の推移 (下級裁判所)

	高 裁			地 裁					家 裁					簡 裁				
	民事訴訟	刑事訴訟	計	民 事			刑事訴訟	計	家 事		人 事 訴 訟	少 年 一般保護	計	民 事			刑事訴訟	計
				訴 訟	執 行	破 産			審 判	調 停				訴 訟	督 促	調 停		
A 17年	17,744	9,331	27,075	138,900	313,815	193,179	111,730	757,624	548,834	129,876	11,590	183,434	873,734	379,751	474,440	321,383	18,491	1,194,065
18年	17,081	9,239	26,320	154,892	290,183	174,861	106,020	725,956	572,781	129,690	11,156	167,808	881,435	421,609	440,392	302,528	17,308	1,181,837
19年	17,154	8,186	25,340	189,037	259,475	157,889	97,828	704,229	583,426	130,061	11,488	155,353	880,328	498,312	364,665	254,013	14,178	1,131,168
20年	17,407	7,805	25,212	206,952	277,379	140,941	93,568	718,840	596,945	131,093	10,856	139,966	878,860	573,299	388,230	148,242	13,678	1,123,449
21年	17,513	7,229	24,742	243,909	267,331	137,957	92,777	741,974	621,316	138,240	10,980	138,806	909,342	680,009	420,196	105,637	13,506	1,219,348
22年	21,085	6,803	27,888	238,889	247,643	131,370	86,387	704,289	633,337	140,557	11,522	132,650	918,066	605,176	351,451	79,535	12,164	1,048,326
23年	21,165	6,824	27,989	212,596	230,293	110,451	80,608	633,948	636,757	137,390	11,537	123,563	909,247	540,932	329,114	63,009	11,113	944,168
24年	21,133	6,556	27,689	175,765	222,796	92,554	76,588	567,703	672,690	141,802	11,583	107,280	933,355	419,572	281,724	48,627	10,105	760,028
25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,291	81,136	71,771	524,858	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
B 26年	17,651	5,905	23,556	151,642	207,480	73,368	72,776	505,266	730,594	137,210	10,653	86,486	964,943	331,478	248,477	40,064	8,694	628,713
指 数 — ×100 数 A	99	63	87	109	66	38	65	67	133	106	92	47	110	87	52	12	47	53

平成25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,291	81,136	71,771	524,858	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
平成26年	17,651	5,905	23,556	151,642	207,480	73,368	72,776	505,266	730,594	137,210	10,653	86,486	964,943	331,478	248,477	40,064	8,694	628,713
増・減(-)	-7.1%	-3.1%	-6.1%	-4.4%	-2.7%	-9.6%	1.4%	-3.7%	-0.5%	-1.7%	-0.8%	-11.7%	-1.8%	-4.6%	-3.1%	-6.4%	-11.7%	-4.2%
	-1,354	-186	-1,540	-7,018	-5,811	-7,768	1,005	-19,592	-3,634	-2,383	-82	-11,499	-17,598	-15,855	-7,882	-2,757	-1,148	-27,642

(注) 1 高・地・簡裁の民事訴訟事件は、それぞれ、次に掲げる事件の合計である。

高裁…控訴、上告、再審（訴訟）、行政第一審、行政控訴、行政再審（訴訟）

地裁…通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟、控訴、再審（訴訟）、行政第一審訴訟、行政再審（訴訟）

簡裁…通常訴訟、手形・小切手訴訟、再審（訴訟）（平成10年以降は、このほか、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立を含む。）

2 地裁の執行事件は、強制執行（不動産、債権）、配当等手続、担保権実行としての競売（不動産、債権）及び財産開示の合計数である。

3 家裁の人事訴訟には、人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを含む。

4 少年の一般保護事件には、準少年保護を含む。

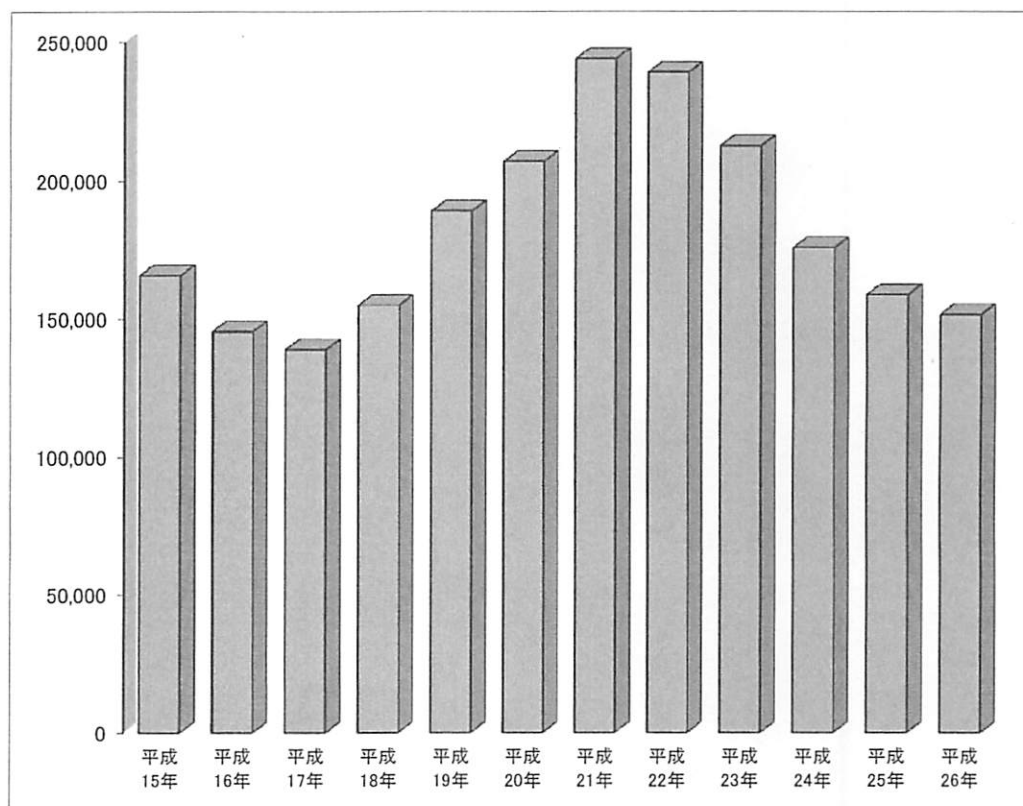
5 増・減の欄は、平成26年の事件数を平成25年の事件数と比較したもので、上段は増減の割合（パーセント）を示す。

6 平成26年の事件数は速報値である。

【資料5-1】

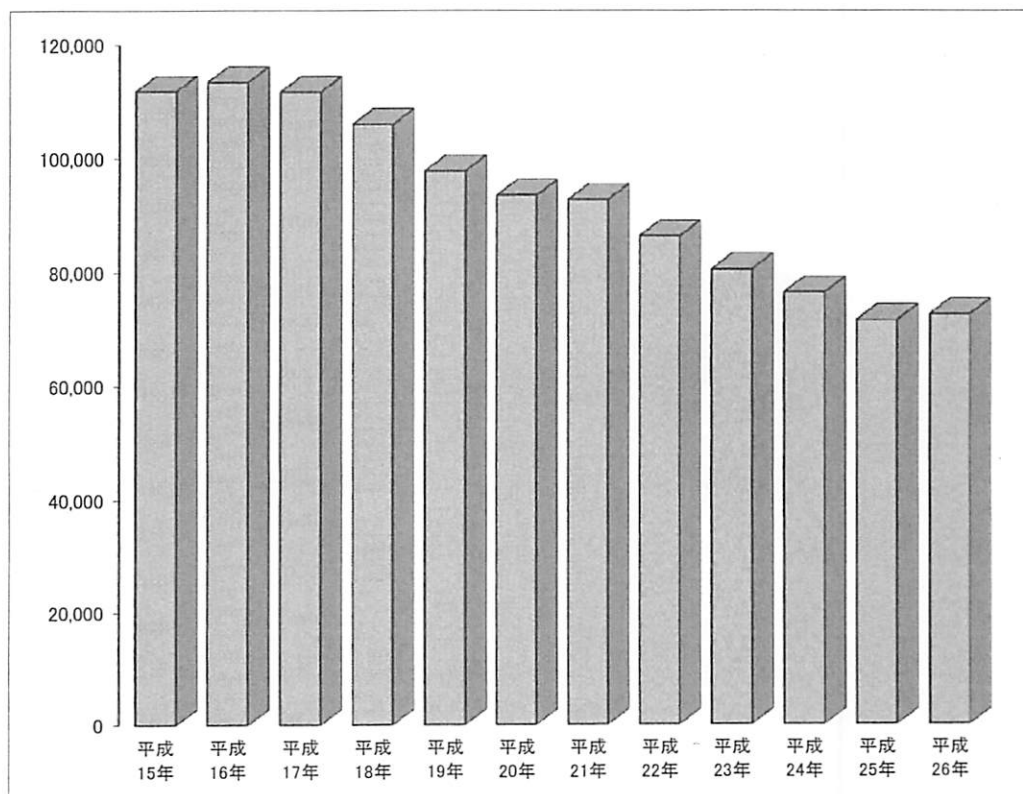
民事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
新受総数	165,792	145,497	138,900	154,892	189,037	206,952	243,909	238,889	212,596	175,765	158,660	151,636



刑事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
新受総数	111,822	113,464	111,730	106,020	97,828	93,568	92,777	86,387	80,608	76,588	71,771	72,776



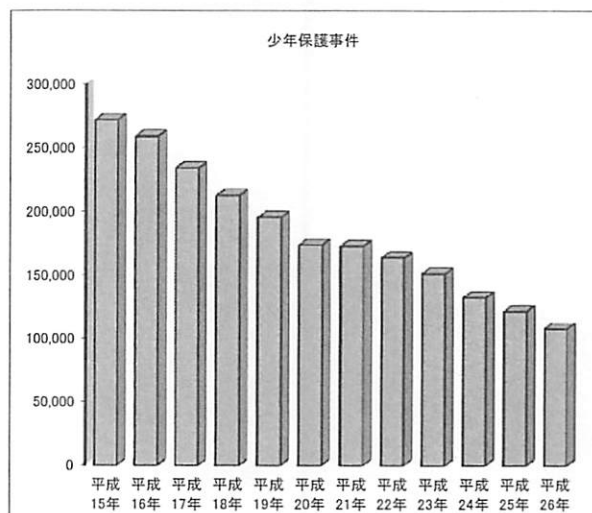
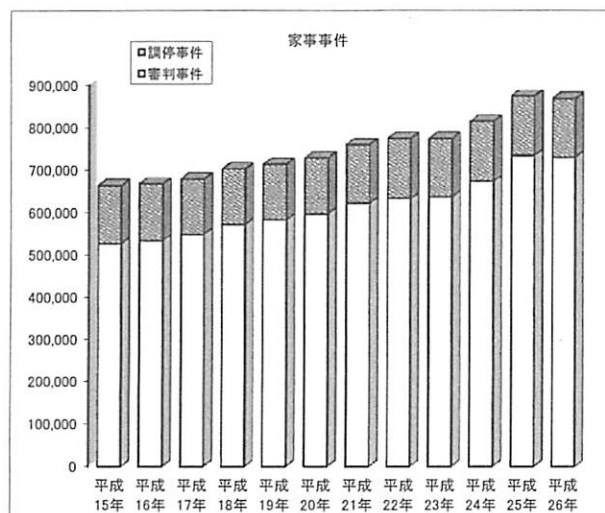
（注）平成26年の数値は速報値である。

家事事件（家庭裁判所）

	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
審判事件	527,522	533,654	548,834	572,781	583,426	596,945	621,316	633,337	636,757	672,690	734,228	730,610
調停事件	136,125	133,227	129,876	129,690	130,061	131,093	138,240	140,557	137,390	141,802	139,593	137,214
総 数	663,647	666,881	678,710	702,471	713,487	728,038	759,556	773,894	774,147	814,492	873,821	867,824

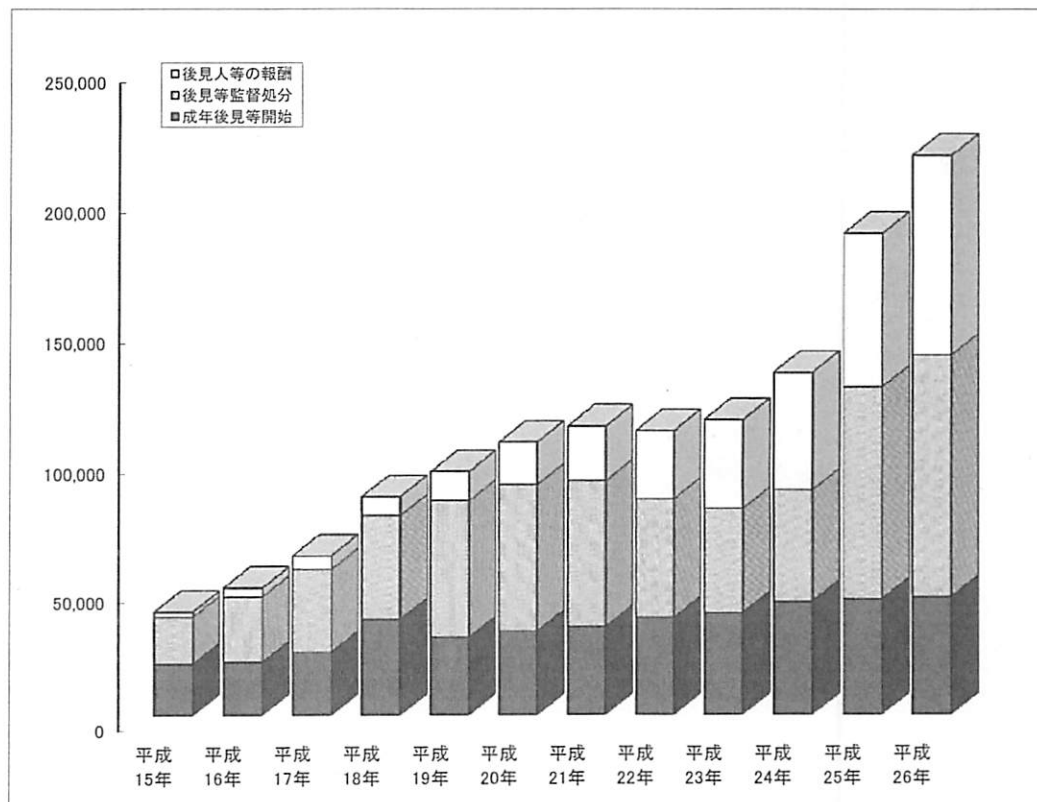
少年保護事件（家庭裁判所）

年 次	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
新受総数	271,595	258,701	234,012	212,554	195,316	173,658	172,751	163,773	151,528	132,824	121,914	108,121



成年後見関係事件（家庭裁判所）

	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
成年後見等開始	20,137	20,783	24,705	37,416	30,370	32,738	34,413	37,879	39,863	44,231	45,092	45,838
後見等監督処分	18,250	25,396	32,004	40,281	53,070	56,993	56,720	46,218	40,475	43,448	81,995	93,658
後見人等の報酬	1,986	3,389	5,260	7,425	11,237	16,205	20,777	26,099	34,098	45,091	58,918	76,420
計	40,373	49,568	61,969	85,122	94,677	105,936	111,910	110,196	114,436	132,770	186,005	215,916



(注)平成26年の数値は速報値である。

過去20年間（平成7年～平成26年）の平均審理期間の推移（単位：月）

	既 済						未 済					
	高 裁		地 裁		簡 裁		高 裁		地 裁		簡 裁	
	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審
7	10.6	4.8	10.1	3.3	2.5	2.3	9.1	4.9	14.5	4.5	4.2	2.0
8	9.9	4.3	10.2	3.2	2.4	2.3	9.1	4.6	14.2	4.5	4.1	2.0
9	9.9	4.1	10.0	3.1	2.4	2.2	9.1	4.6	13.6	4.3	4.0	1.9
10	9.8	4.1	9.3	3.1	2.3	2.2	9.3	4.1	13.2	4.2	3.7	1.8
11	9.0	3.9	9.2	3.2	2.2	2.2	9.0	3.8	12.6	3.6	3.7	2.0
12	8.4	3.7	8.8	3.2	2.1	2.2	8.3	3.6	11.7	3.4	3.5	1.8
13	7.9	3.9	8.5	3.3	2.0	2.3	7.4	3.3	11.2	3.4	3.4	1.7
14	7.4	3.7	8.3	3.2	2.0	2.2	7.0	3.3	10.9	3.4	3.4	1.7
15	7.1	3.6	8.2	3.2	2.0	2.3	6.8	3.0	10.3	3.4	3.4	1.6
16	6.9	3.3	8.3	3.2	2.0	2.3	6.5	3.0	10.5	3.4	3.4	1.6
17	6.5	3.3	8.4	3.2	2.1	2.2	6.0	2.8	9.9	3.4	3.3	1.7
18	6.2	3.2	7.8	3.1	2.1	2.1	5.6	2.8	9.1	3.3	3.2	1.6
19	5.9	3.3	6.8	3.0	2.2	2.1	5.8	2.7	8.5	3.2	3.2	1.6
20	5.9	3.1	6.5	2.9	2.3	2.0	5.7	2.8	8.3	2.9	3.3	1.6
21	6.0	3.2	6.5	2.9	2.6	2.0	5.4	2.7	7.7	3.0	3.4	1.6
22	5.6	3.2	6.8	2.9	2.8	2.1	5.3	2.5	8.3	3.2	3.4	1.6
23	5.9	3.1	7.5	3.0	2.9	2.1	5.2	2.7	9.0	3.2	3.5	1.6
24	5.4	3.1	7.8	3.0	2.6	2.1	5.5	2.9	9.3	3.4	3.6	1.8
25	5.2	3.2	8.2	3.1	2.6	2.0	6.3	2.5	9.7	3.1	3.9	1.7
26	5.5	3.1	8.5	3.0	2.7	2.1	6.7	2.5	9.8	3.2	4.0	1.6

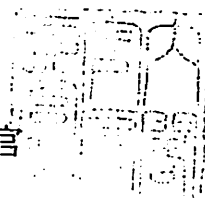
- (注) 1 民事（既済）は再審事件を含む（ただし、平成10年以降は再審事件を含まない。）。
2 刑事（既済）は再審事件を含む。
3 民事（未済）は中断・中止を除く（ただし、平成11年以降は中断・中止を含む。）。
4 簡裁民事の平成10年以降は少額訴訟から通常移行したものを含む。
5 平成26年の数値は速報値である。

内 人 人 第 172 号

平成 26 年 7 月 25 日

最高裁判所事務総長 殿

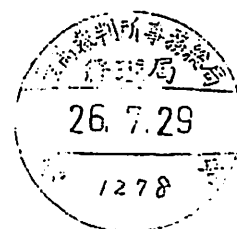
内閣官房長官



「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について

本日、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を別紙 1 のとおり閣議決定いたしましたので、送付いたします。

また、本日、「国の行政組織の機構・定員管理に関する方針」についても、別紙 2 のとおり閣議決定いたしましたので、御協力願いたく参考までに送付いたします。



国家公務員の総人件費に関する基本方針

平成 26 年 7 月 25 日
閣 議 決 定

国家公務員の総人件費については、以下の基本方針に基づき、関連する各制度について、必要な見直しを行いつつ総合的に運用するものとする。

1. 基本的考え方

- (1) 内閣の重要政策に対応するため、幹部職員人事の一元管理、人事行政及び組織管理を一体として行うことを通じ、府省の枠を超えた戦略的・機動的な人材配置の実現を目指す。このため、人的資源及び人件費予算の効果的な配分を行う。
- (2) 厳しい財政事情に鑑み、職員構成の高齢化や雇用と年金の接続に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、簡素で効率的な行政組織・体制を確立することにより、総人件費の抑制を図る。
- (3) 行政ニーズの変化に対応した行政組織の不断の見直し、組織活力の向上や人材の確保・育成、公務能率の向上に取り組み、コストパフォーマンスの高い政府の組織体制を確立することで、人件費の生み出す価値を一層高める。
- (4) あわせて、総人件費に関連する各制度及びその運用状況について国民の理解を得るよう努める。

2. 給与及び退職給付

給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する。

また、職員の士気や組織活力の向上を図るとともに、国民の理解を得る観点から、地域の民間賃金や 60 歳超を含む高齢層従業員の給与の実態も踏まえつつ、能力・実績の給与への一層の反映や給与カーブの見直し等を推進する。

さらに、退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））について、官民比較に基づき、概ね 5 年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民均衡を確保する。また、職員の年齢別構成を適正化し、組織活力の向上を図る観点から早期退職募集制度を活用する。

3. 機構・定員及び級別定数

国の行政機関の機構管理については、行政ニーズの変化に的確に対応しつつ、簡素で効率的な行政組織の確立を図るため、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを行い、内閣の重要政策に戦略的・機動的に対応するための機構配置・再編を図る。

定員管理については、これまでの取組により主要先進国と比較してスリムな行政組織となっているが、厳しい財政事情にも鑑み、ＩＣＴの活用などの業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むとともに、府省の枠にとらわれず定員の再配置を大胆に進め、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

級別定数及び指定職の号俸については、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理にも資するよう、内閣の重要政策に対応できる体制を機構・定員管理と一体となって実現する。その際、複雑・高度化、ＩＣＴの活用などの業務の変化に応じ、官職の職責を適切に評価する。これらに当たり、適正な勤務条件の確保の観点からの人事院の意見を十分に尊重する。

4. 人件費の生み出す価値の向上

人件費の生み出す価値を一層高める観点から、①適切な退職管理の実施と有為な人材の計画的な採用による組織活力向上、②人事交流の推進や研修等を通じた計画的な人材育成、③人事評価の的確な実施とその結果の反映を通じた能力・実績主義に基づく人事の推進、④女性の採用・登用の拡大と職員が働きやすい環境の整備、⑤意欲と能力を有する高齢層職員の活用、⑥業務運営の見直しやマネジメントの改革を通じた働き方の改革を推進する。

5. その他

内閣総理大臣は、上記の方針を踏まえ、毎年度、概算要求前に、人件費予算の配分の方針を定めるものとする。

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針
－ 戦略的人材配置の実現に向けて －

〔平成26年7月25日〕
閣議決定

国家公務員の総人件費に関する基本方針(平成26年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を以下のとおり定める。

内閣人事局は、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対処できるよう、この方針の下、毎年度の機構・定員管理において、各年度に策定する人件費予算の配分の方針で示す内閣としての重点分野に沿って審査を行い、府省の枠を超えた戦略的な機構・定員配置を推進する。

1. 機構管理の方針

国の行政機関の機構管理については、基本方針で示された、行政ニーズの変化に的確に対応する簡素で効率的な行政組織の確立を推進するため、以下の方針に沿って行うものとする。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。
- ② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。内閣官房については、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であることに鑑み、その機構の新設・再編に当たっては、政策の重要度等を踏まえ、府省の枠を超えた柔軟な機構管理を行う。
- ③ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、毎年度の機構要求・審査手続によることなく、年度途中の機構要求・審査を行うなど機動的・弾力的な機構管理を行う。
- ④ ③のほか、内閣の喫緊かつ重要な課題に対応するため、必要に応じて設置される内閣審議官等について、より柔軟に活用できるようにするものとする。

2. 定員管理の方針

各府省の国家公務員の定員管理については、基本方針に基づき、府省の枠にと

られない定員の再配置を的確に実施し、国の行政が適切に運営されるよう、以下の方針に沿って行うものとする。

(1) 計画期間中の定員管理

- ① 各府省の定員の合理化については、ICTの活用など行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的に実施することとし、平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年2%（5年10%）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員の動向等を反映して、5年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。
- ② 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革による定員合理化の具体的な取組と併せて、再配置の要求を行うことができることとする。これに係る合理化目標数については、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、5年の計画期間内において、各年度に実施する合理化の員数を弾力化できることとする。
- ③ 上記のほか、各府省は、不断に業務改革に取り組み、定員合理化に努めるものとする。

(2) 各年度の定員管理

- ① 内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。
- ② 内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。
- ③ 各府省は、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不断に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。

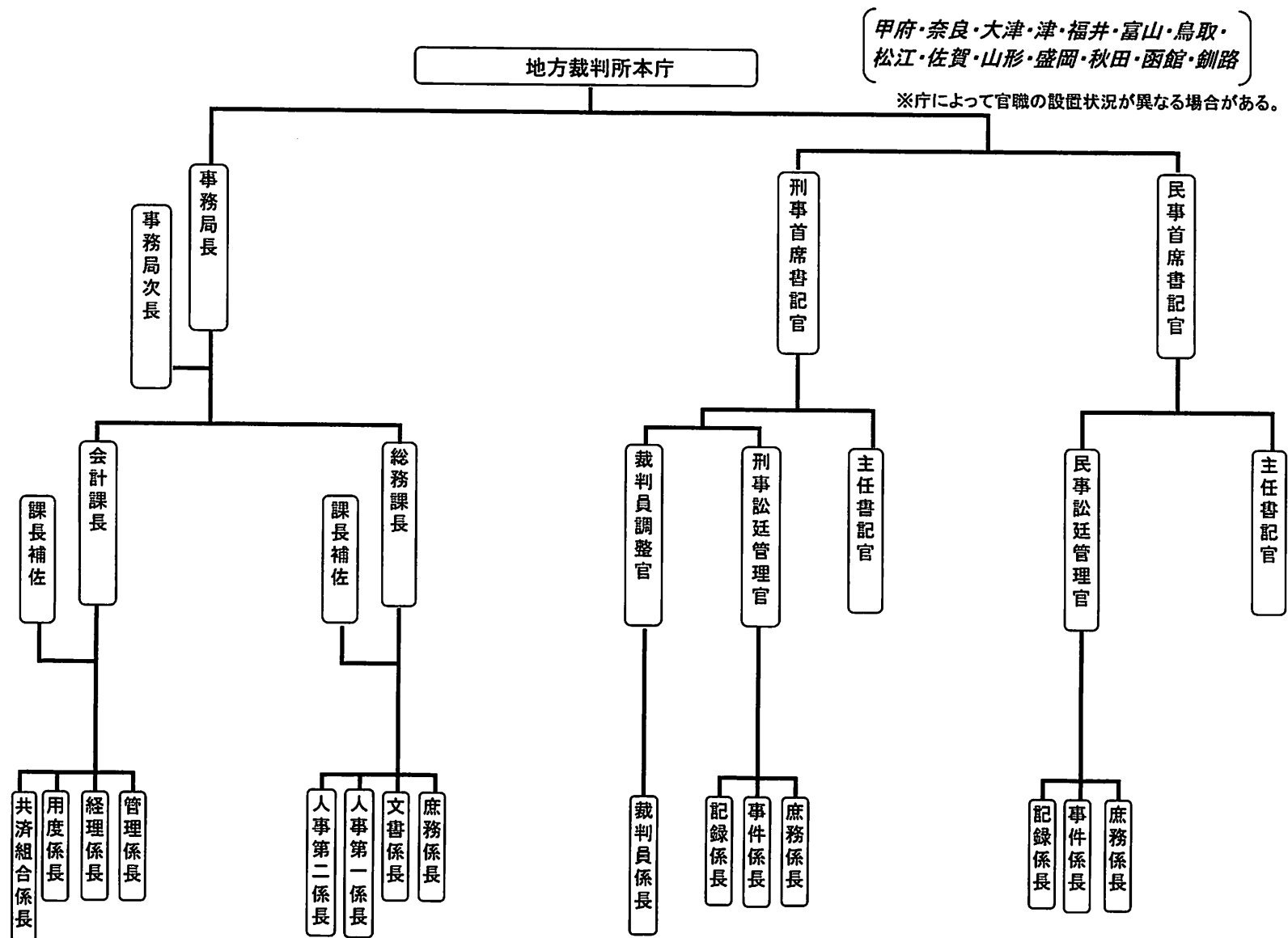
各府省の業務改革の取組を推進するため、総務省は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定する。各府省は、取組方針を踏まえて機構・定員要求を行い、内閣人事局は、各府省の業務改革の取組を機構・定員の審査に適切に反映させる。総務省及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況

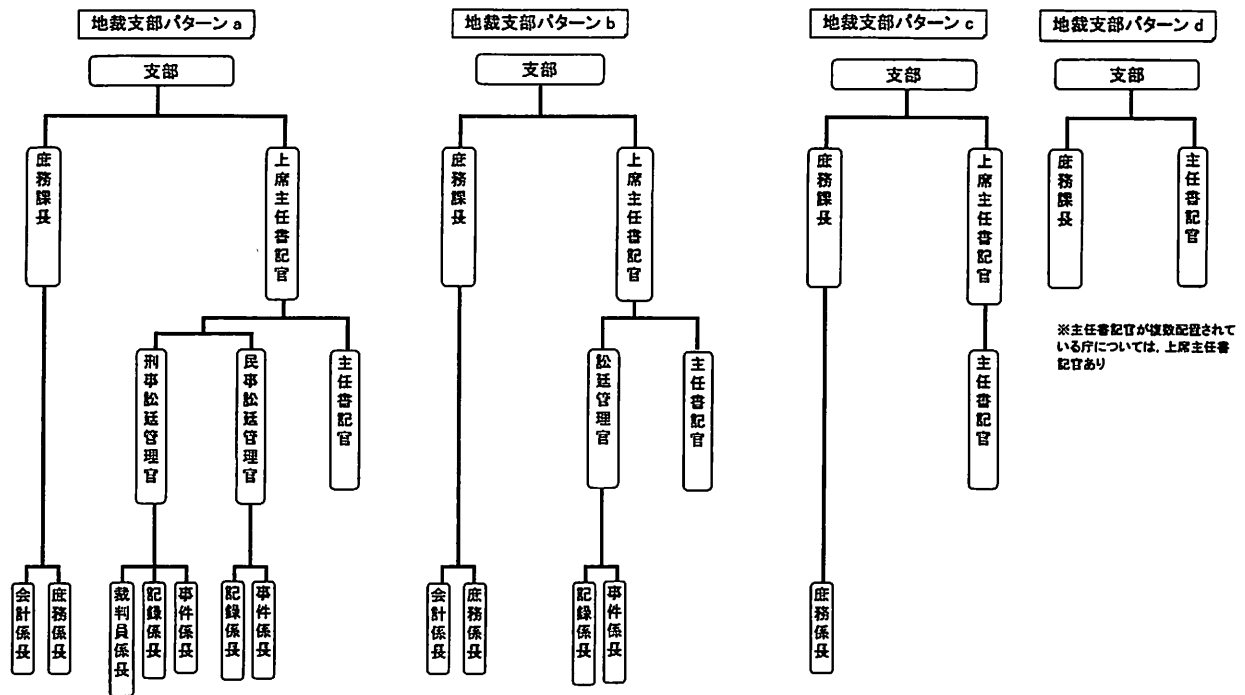
を毎年度取りまとめ、公表する。

- ④ 新規増員は、政府の新たな重要課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現する観点から、特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。
- ⑤ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

3. その他

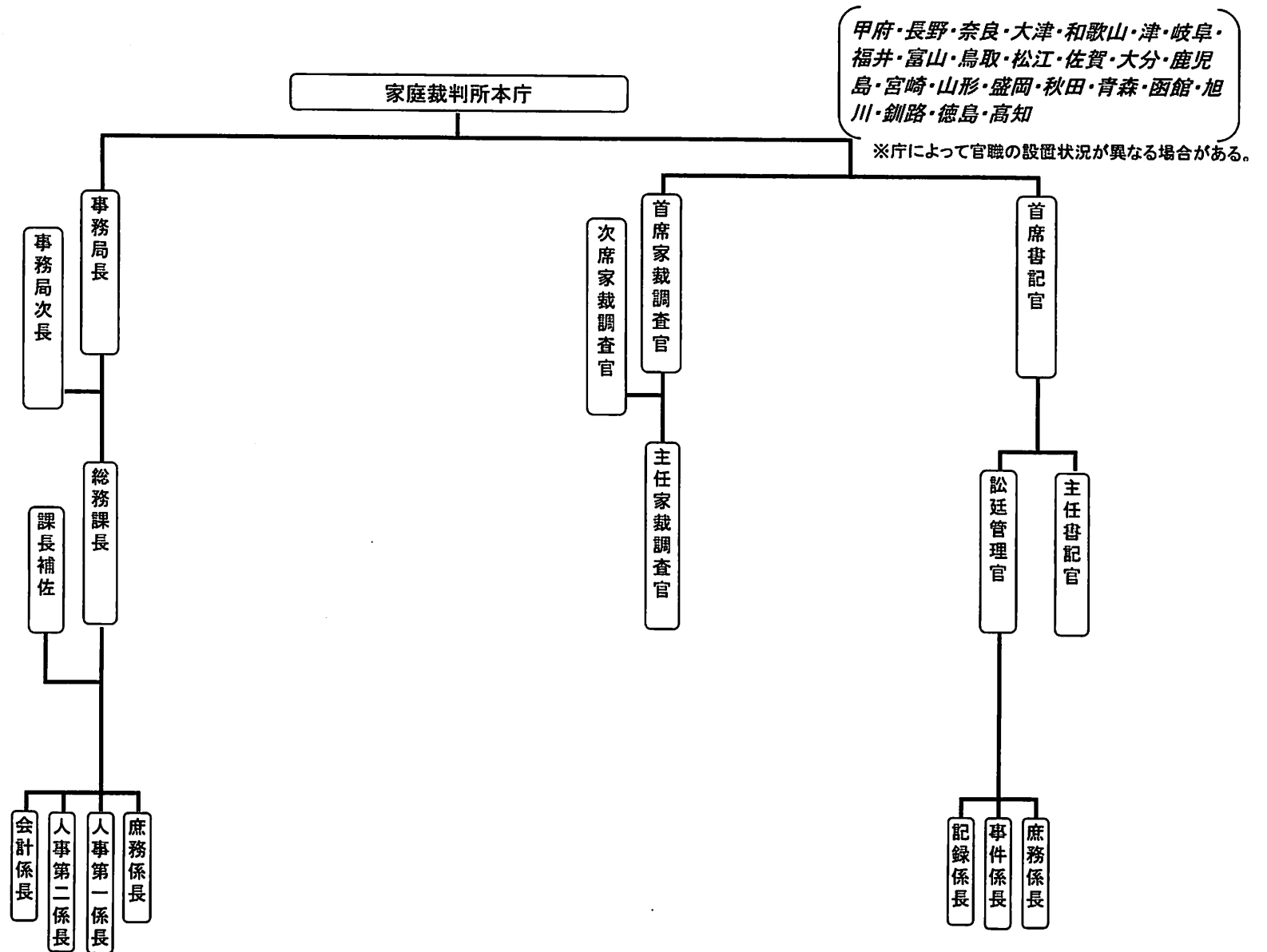
- ① 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。
- ② 各府省は、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに内閣人事局に報告するものとする。
- ③ 公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。

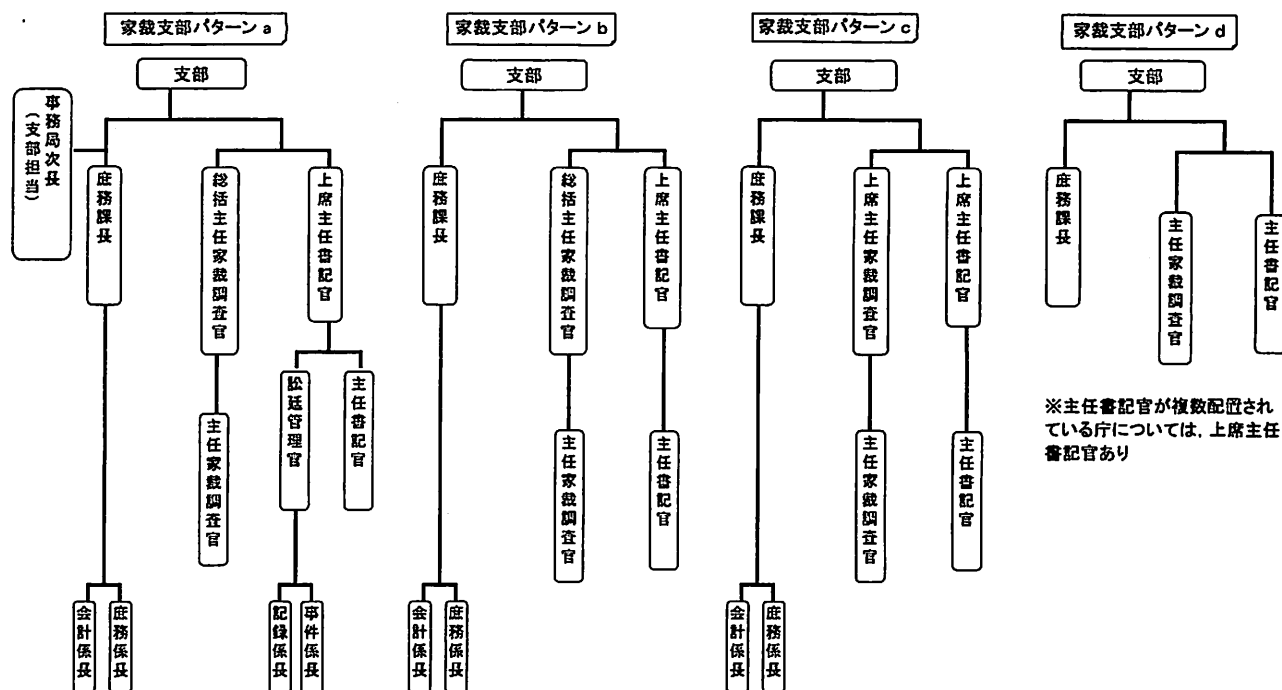




	合議事件	支 部 名
パターンa	取扱	立川、小田原、沼津、浜松、堺、姫路、岡崎、小倉
パターンb	取扱	川崎、川越、熊谷、松戸、松本、尼崎、豊橋、呉、下関、佐世保、沖縄、郡山
	非取扱	越谷、岸和田
パターンc	取扱	横須賀、木更津、八日市場、土浦、下妻、栃木、高崎、上田、飯田、長岡、高田、舞鶴、豊岡、葛城、田辺、一宮(名古屋)、四日市、高岡、福山、岩国、米子、飯塚、久留米、中津、名瀬、延岡、平良、石垣、会津若松、いわき、鶴岡、大館、大曲、弘前、八戸、岩見沢、室蘭、小樽、帯広、北見、丸亀、西条、宇和島
	非取扱	相模原、佐倉、一宮(千葉)、日立、龍ヶ崎、麻生、足利、大田原、桐生、太田、富士、都留、諏訪、佐久、伊那、新発田、三条、福知山、洲本、伊丹、明石、社、龍野、五條、彦根、半田、伊勢、大垣、高山、多治見、武生、七尾、小松、尾道、三次、周南、萩、宇部、津山、倉敷、出雲、直方、柳川、大牟田、行橋、田川、唐津、大村、日田、八代、加治木、川内、鹿屋、都城、名護、古川、石巻、白河、相馬、米沢、酒田、一関、花巻、横手、五所川原、十和田、滝川、苫小牧、網走、観音寺、中村、今治
パターンd	非取扱	秩父、館山、佐原、真岡、沼田、下田、掛川、佐渡、國部、宮津、柏原、長浜、御坊、新宮、松阪、伊賀、熊野、御嵩、敦賀、輪島、魚津、新見、倉吉、浜田、益田、西郷、八女、武雄、島原、平戸、杵坂、五島、厳原、杵築、佐伯、竹田、玉名、山鹿、阿蘇、人吉、天草、知覧、日南、大河原、登米、気仙沼、新庄、二戸、遠野、宮古、水沢、能代、本荘、浦河、岩内、江差、名寄、紋別、留萌、稚内、根室、阿南、美馬、須崎、安芸、大洲

※それぞれのパターンに該当する支部であっても、支部によって官職の設置状況が異なる場合がある。





	少年事件	支 部 名
パターンa	取扱	立川、堺、小倉
パターンb	取扱	川崎、小田原、川越、松戸、土浦、沼津、浜松、尼崎、姫路、岡崎、久留米
パターンc	取扱	横須賀、相模原、熊谷、高崎、長岡、豊橋、飯塚、沖縄
パターンd	取扱	木更津、八日市場、下妻、栃木、足利、太田、都留、上田、松本、諏訪、飯田、伊那、新発田、高田、佐渡、舞鶴、豊岡、洲本、葛城、五條、田辺、新宮、一宮(名古屋)、四日市、熊野、大垣、高山、敦賀、七尾、高岡、呉、尾道、福山、三次、岩国、下関、津山、米子、唐津、佐世保、管城、五島、厳原、中津、八代、天草、名瀬、都城、延岡、平良、石垣、名護、古川、石巻、郡山、白河、会津若松、いわき、相馬、米沢、鶴岡、酒田、一関、宮古、大館、横手、大曲、弘前、八戸、岩見沢、室蘭、小樽、苫小牧、帯広、北見、丸亀、美馬、中村、西条、宇和島
	非取扱	越谷、秩父、佐倉、一宮(千葉)、館山、佐原、日立、龍ヶ崎、麻生、真岡、大田原、桐生、沼田、富士、下田、掛川、佐久、三条、岸和田、園部、宮津、福知山、伊丹、明石、柏原、社、龍野、彦根、長浜、御坊、半田、松阪、伊賀、伊勢、多治見、御嵩、武生、小松、輪島、魚津、周南、萩、宇部、倉敷、新見、倉吉、出雲、浜田、益田、西郷、直方、柳川、大牟田、八女、行橋、田川、武雄、大村、島原、平戸、杵築、佐伯、竹田、日田、玉名、山鹿、阿蘇、人吉、加治木、知覧、川内、鹿屋、日南、大河原、登米、気仙沼、新庄、花巻、二戸、遠野、水沢、能代、本荘、五所川原、十和田、滝川、浦河、岩内、江差、名寄、紋別、留萌、稚内、網走、根室、観音寺、阿南、須崎、安芸、大洲、今治

※それぞれのパターンに該当する支部であっても、支部によって官職の設置状況が異なる場合がある。